

「周波数オークションに関する懇談会 報告書（案）」に対する意見募集
意見書

平成23年12月12日

組織名及び 代表者氏名	ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義 ソフトバンクテレコム株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義 ソフトバンク BB 株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義	組織名及び代 表者氏名の公 表の可否 可
住 所	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
連絡先	<p>担当者氏名 : [REDACTED]</p> <p>電話 : [REDACTED]</p> <p>FAX : [REDACTED]</p> <p>e-mail : [REDACTED]</p>	

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

項目			意見
大項目	中項目	小項目	
Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方	2 対象範囲		<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数オークションの対象は、一定の周波数帯を排他的に利用して事業を行う無線システムであって、新たな周波数が割り当てられる際に競争的な申請が見込まれるものとし、<u>当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当</u>である。 <p>【意見】</p> <p>放送帯域と通信帯域は平等にオークションの対象とするべきであると考えます。</p> <p>通信・放送の融合の制度改正により電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が既に可能となっており、無線局種別による通信・放送の区別がなくなっています。また、放送した番組をオン・ディマンド配信する等、放送と同じ内容を通信でも配信しており、近々サービスを開始する携帯端末向けマルチメディア放送では放送システムが届かないエリアを通信で補完しコンテンツを配信することが検討されていることからも、放送帯域と通信帯域は区別することなく同等の扱いとし、オークションの対象とするべきであると考えます。</p> <p>また、海外の事例として、米国・英国において放送を対象にオークションを行っている事例があることからも、放送帯域も周波数オークションの対象とするべきであると考えます。</p> <p>放送帯域である VHF-High 帯では、二つの参入希望事業者が比較審査方式により熾烈な競合が発生した例があり、今後割当てが予定されている VHF-Low 帯でも同様の状況が見込まれる場合はオークションの対象とするべきであると考えます。</p>
Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方	2 対象範囲		<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数オークションの対象は、一定の周波数帯を排他のに利用して事業を行う無線システムであって、新たな周波数が割り当てられる際に競争的な申請が見込まれるものとし、<u>当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とすることが適当</u>である。 <p>【意見】</p> <p>放送事業におけるハード・ソフトを別免許とする場合は、ハード</p>

		<p>事業者のみならずソフト事業者に対してもオークションの可能性が考えられます。</p> <p>この扱いについては更に議論が必要であると考えます。</p>
Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方	5 オークション収入の使途	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民共有の財産である電波のオークションで得た収入の使途については、まず、<u>オークション事務経費やオークション対象周波数に存在する既存免許人等の他周波数への移行費用などオークションを円滑に実施するために必要な経費は、オークション収入から賄うことが適当</u>である。 <p>【意見】</p> <p>オークション収入の使途として、オークションに伴い早期に移行を余儀なくされる免許人に対する移行費用の負担は、最小限にするべきであると考えます。すなわち、電波を利用するすべての免許人等は、通常5年間の免許期間が定められており、利用帯域の変更などで移行を余儀なくされる場合は、この免許の有効期間内の移行に限って移行費用の請求が出来る制度とし、この免許期間を超えた場合は移行費用の範囲外とするべきであると考えます。</p>
Ⅱ 我が国における周波数オークション制度の在り方	6 電波利用料制度との関係	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の電波利用料制度は、電波の監視や無線局の管理、技術基準策定のための技術試験といった電波利用共益事務の受益者である免許人等が、電波利用共益事務の費用を分担する制度と位置づけられている。 ○ 他方、オークションの払込金は、落札者が周波数の経済的価値に対して支払う対価であり、電波利用料とは、その性格を異にするものである。 ○ そのため、<u>オークションにより選定された免許人も、他の免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当</u>である。 <p>【意見】</p> <p>現行の電波利用料は、a群(※1)及びb群(※2)で構成されていますが、オークションにより落札された帯域についてはb群のみの電波利用料とするべきであると考えます。b群は無線局すべてに関わるものであり電波利用料創設時の本来の趣旨から必要であると考えますが、a群についてはオークションを実施した帯域は課金しないよう制度に変更するべきであると考えます。</p> <p>また、現行の 6GHz 帯以下の電波利用料のうち、ISM</p>

			<p>(Industry–Science–Medical) バンド以外の共用利用等で電波利用料の課金がない利用者についても、電波を利用するすべての利用者から課金する仕組みを作るべきであると考えます。特に ITS は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった 700MHz 帯での利用が予定されており、この帯域の経済的価値が 100 億円以上 (10MHz 幅を 10 年利用した場合) であることを勘案すると、ITS はこの経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきであると考えます。</p> <p>※1 「a 群」・・・電波の経済的価値の向上につながる事務：電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備支援事業等に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定。</p> <p>※2 「b 群」・・・a 群以外の事務：電波監視施設の整備・運用等、総合無線局監理システムの整備・運用などの恒常的な業務に係る費用に対応する金額については、原則、無線局数で均等負担する方式により算定。</p>
Ⅱ 我が国における周波数オーケーション制度の在り方	7 外国資本の位置づけ		<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このように、我が国における電気通信業務用の無線局に係る外資の扱いは、WTOでの約束を踏まえた上で、外資規制に係る一般法である外為法により適切に行われることとされていることから、周波数オーケーションを導入するにあたり、特段の措置を講じる必要はないと考えられる。 ○ ただし、今後何らかの問題が生じるような場合には、迅速かつ適切に対応することが適當である。 <p>【意見】</p> <p>原案では、外資の扱いは電気通信業務用の無線局に限定していますが、放送及び通信を同等の扱いとする前提とするべきであると考えます。</p> <p>放送帯域をオーケーションの対象とする場合、放送法で規制されている外国資本の位置づけについて、既存のハード・ソフト一体での免許付与を行っている放送帯域での外資規制との整合性をとる必要があると考えます。</p>
Ⅱ 我が国における	8 制度設計・運	(1) 制度設計の基本	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数オーケーションの具体的な制度設計や運用の詳細については、オーケーションの対象となる周波数帯、導入される無線シス

周波数 オーク ション 制度の 在り方	用の 在り 方	的な考 え方	<p><u>テムの内容、オークション実施時の市場環境等に応じて個別に定めるべき点が多い</u>と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オークションの主目的は電波の有効利用の推進であり、広く国民の利益に資するよう、<u>技術動向や参入希望者数の状況、市場の競争状況等に応じて入札対象とする周波数の幅や枠（ブロック）数を適切に設定するなど、情報通信産業の健全な発展に配慮した制度設計を図ることが適当である。</u> <p>【意見】</p> <p>入札対象とする周波数の幅やブロック数等は、市場シェアを占める支配的な事業者や資金豊富な事業者による周波数独占を防ぐ公正競争の観点から、新規参入事業者や、既存事業者間における支配的事業者とその他の事業者での競争セーフガードを設けることが重要と考えます。</p> <p>例えば、2010年のフランスの 2.1GHz 帯割当てでは、新規参入事業者のみが応募可能な周波数枠が設けられ、また、オランダの 2.6GHz 帯オークションでは新規事業者が最低限獲得できる周波数幅が設けされました。</p> <p>2012年に予定されている英国のオークションでは、1GHz 帯以下の周波数における1事業者が割当て可能な最大周波数幅は、既存割当て分を含めた周波数幅を設定されています。</p> <p>上記海外事例にもあるように、オークション実施にあたっては競争セーフガードを設定するべきであると考えます。</p>
---------------------------------	---------------	-----------	--

以上